

厚沢部町公告第 9 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 14 日

厚沢部町長 佐藤 正 秀

1. 入札に付す事項

- (1) 工事名 小鵜冷水川緊急自然災害防止対策工事
- (2) 場 所 厚沢部町字相生 4 2 6 番 9 地内
- (3) 工 期 令和 8 年 10 月 13 日から令和 9 年 3 月 30 日まで
- (4) 概 要 普通河川小鵜冷水川災害防止に伴う河川付帯工事

本工事は、緊急自然災害防止対策事業に伴う小鵜冷水川河川付帯工事を
実施するものである。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 厚沢部町競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 25 年厚沢部町訓令第 11 号（以下「事務処理要綱」という。））第 4 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されており、檜山管内に本社又は受任者としての支店・営業所がある者であること。
- (3) 土木工事業の特定建設業許可を取得していること
- (4) 入札執行（開札）までの間に、入札参加資格の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申し立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については、21（3）を参照）
- (7) 過去 10 年間に対象工事（河川工事）と同種でおおむね同規模（対象工事の予定価格の 85% 以上）と認められるものの元請としての実績（履行済みのものに限る。）があること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20% 以上のものとし、実績額は、契約金額に出資比率を乗じた額（履行済みのものに限る。）とする。

3. 入札の参加申請

- (1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似実績調書（別記様式第 2 号）及び実績証明書（別紙）又は実績を証明するため

- の契約書及び完了実績等の写し
- イ その他町長が必要と認める書類
- (2) 提出期間
- 令和8年9月15日(火)から令和8年9月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)毎日午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所
- 北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
厚沢部町建設水道課 管理係
- (4) 提出方法
- 持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (5) その他
- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4. 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)に対しては、令和8年9月29日(火)までにその理由を付して電話で連絡する。**令和8年9月29日(火)までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。**

5. 非資格者に対する理由の説明

- (1) 非資格者は、令和8年10月1日(木)までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。
- なお、書面は、厚沢部町役場建設水道課管理係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 理由の説明は、令和8年10月5日(月)までに書面により回答する。

6. 契約条項を示す場所

厚沢部町新町207番地
厚沢部町建設水道課 管理係

7. 入札参加資格の取り消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない又は有しなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

8. 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

9. 入札執行（開札）の場所及び日時

- (1) 場 所 厚沢部町新町207番地 厚沢部町役場2階第1会議室
- (2) 日 時 令和8年10月6日（火）午前10時00分

10. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めること。
- (2) 入札保証金の免除、納付方法等については、政令第167条の7、厚沢部町財務規則（平成22年規則第3号。以下「財務規則」という。）第141条の定めるところによる。

13. 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
なお、上記以外で以下の場合には契約保証金を免除する。
 - ①保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し当該履行保証保険証券を提出したとき。
 - ②保険会社、金融機関等との間に工事履行保証委託契約を締結し、本町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

14. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写するため貸し出しを申し込むことができるものとする。
 - ア 閲覧期間 令和8年9月15日（火）から令和8年9月24日（木）まで（休日を除く。）午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 厚沢部町新町207番地
厚沢部町建設水道課 管理係
 - ウ 貸出申込先 厚沢部町新町207番地

厚沢部町建設水道課 管理係

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。

ア 受付期間 令和8年9月15日(火)から令和8年9月24日(木)まで(休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 厚沢部町新町207番地
厚沢部町建設水道課 管理係

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年9月15日(火)から令和8年9月24日(木)まで(休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 厚沢部町新町207番地
厚沢部町建設水道課 管理係

15. 支払条件

(1) 前金払は、契約金額の4割に相当する額以内を前金払する。

(2) 部分払は、しない。

(3) 概算払は、しない。

16. 契約書作成の要否等

必要とする。

17. 積算内訳書の提出

(1) 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を入札書に同封すること。

(2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は「材料費」、「労務費」、及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費)、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載すること。

(3) 積算内訳書が未提出であり、又提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、入札を無効とする。

18. 予定価格の公表

¥ 55,011,000円(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)

19. 最低制限価格の設定

この入札は最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とはならないことを留意すること。

20. 入札の中止

入札者が一人しかいない場合は、入札を中止するものとする。

21. その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、財務規則第143条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

(2) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(3) 2(6)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

(4) この公告に定めるもののほか、厚沢部町の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。

(5) 公告の写し、申請書等の交付

この公告の写し・資格審査申請書等提出書類の様式は、次により交付する。

ア 交付期間 令和8年9月15日（火）から令和8年9月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 厚沢部町新町207番地
厚沢部町建設水道課 管理係

ウ 交付方法 その場で直接交付する。

エ 交付費用 無料とする。

オ 申請書等は、厚沢部町のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<https://www.town.assabu.lg.jp/>)

※ その他入札に関し不明な点は、下記に照会すること。

厚沢部町建設水道課 管理係（電話 0139-64-3315）